

## アクティビティノート <第 284 号>

2020年9月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
  - 1-1 2020年9月度相談受付件数 ……p.2
  - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3~14
2. ちょっと注目 『食用油の傷み』 ……p.15~16
3. コラム 『製造物責任（PL）法に関連したよくある問い合わせ～製造業者等とは～』 ……p.17~18

### TOPICS



#### 食用油の傷み

食用油の機能面に目が行きがちですが、最近注目されている多価不飽和脂肪酸を多く含む油は傷みやすいということにも注目しておく必要があります。今月度は食用油の傷みについて化学の目で解説したいと思います。



#### 製造物責任（PL）法に関連したよくある問い合わせ ～製造業者等とは～

PL法に関連した“よくある問い合わせ”を紹介して行く連載コラム。今月度は「製造業者等とは」です。

## 1. 相談業務

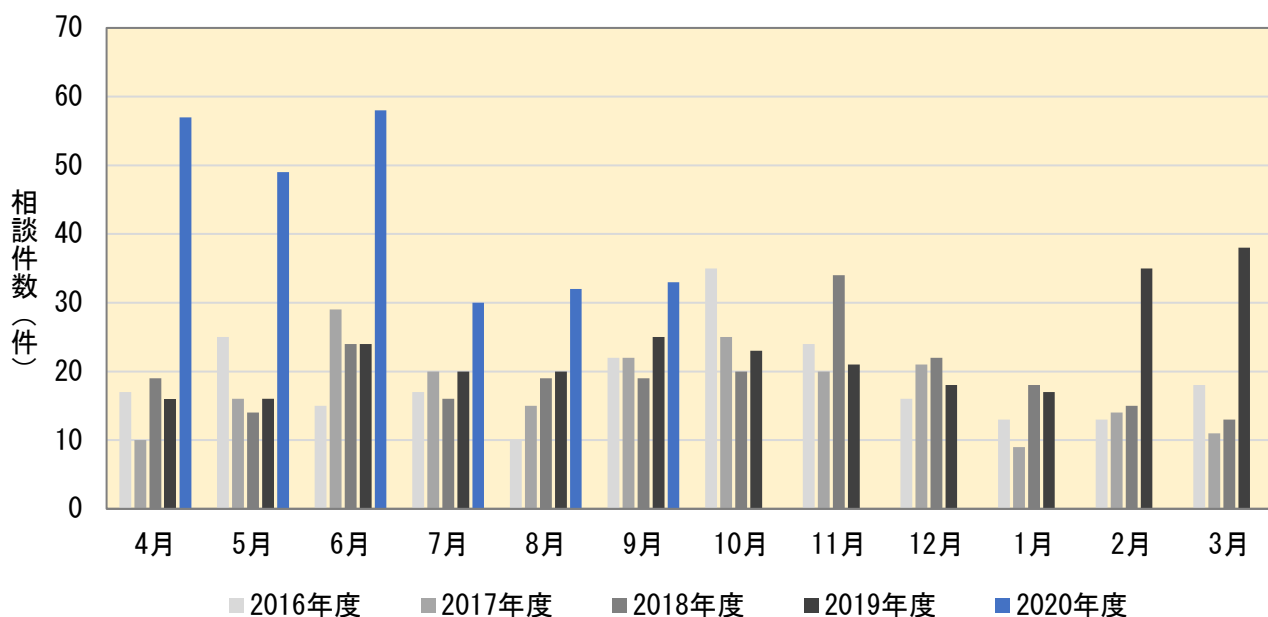
### 1. 1 相談受付件数

2020 年 9 月度相談受付件数 (8/26~9/24 実働:20 日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	11	0	0	15	0	26	79%
消費生活 C・ 行政	2	0	0	2	0	4	12%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	3	0	3	9%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	13	0	0	20	0	33	
構成比	39%	0%	0%	61%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2016~2020年度)

## 1. 2 受付相談事例および内容の紹介

### ※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてあります。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感ずる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてあります。

### ◆事故クレーム関連相談

- ◆ <水垢落とし洗剤でステンレス製シンクが白くシミになった> 「水垢などの汚れ落とし洗剤を業務用のステンレス製シンクに使用したところ、白くシミになった。製造メーカーと販売店に落とし方を問い合わせたが、用途外なのでわからないと対応してもらえなかった。当該洗剤に表示されている用途は自動車や農機具等であるがステンレスのシンクに使用できないとは書かれていない。また、当該洗剤の成分は溶解促進剤・クエン酸・界面活性剤となっている。ステンレスのシンクに使用できないことが表示されていないのは問題ではないか」との相談を受けている。化学製品 PL 相談センターを紹介してもよいか。〈消費生活 C〉

⇒当センターをご紹介いただいて結構です。表示の問題を指摘されているようですが、具体的な対象用途が示されており、対象用途以外に使用された場合は、誤使用となる可能性が高いと思われます。詳しい状況をお伺いして対応いたします。

- ◆ <安定型次亜塩素酸ナトリウム除菌剤を空間噴霧して体調不良> 「インターネット通販で、スプレータイプの除菌製品を購入した。自分はアレルギー体質であり、当該製品が安定型次亜塩素酸ナトリウムを主成分としていて安全性が高く、ウイルスにも有効で、花粉などのアレルギーを分解するとのことで使ってみようと思った。当該製品を空間に噴霧したところ、目がチカチカし、喉に痛みを発生した。医療機関に受診したが、受診時には、眼の充血や喉の炎症はなく、診断書は出せないと言われた。製造メーカーに連絡したが、製品の成分は、安定型次亜塩素酸ナトリウムで、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とした塩素系漂白剤等とは異なり安全性が高く、そのようなことは起こりえないと言われた」との相談を受けている。安定型次亜塩素酸ナトリウムは製造メーカーが言うように安全なものか。〈消費生活 C〉

⇒安定型次亜塩素酸ナトリウムというのは、学術的に定義された名称ではなく、特定の製品について、製造メーカーが独自に命名した名称のようです。その内容や特性に関して、当センターは何ら情報を持ち合わせておりません。お伺いした話からは、現時点でお体に異常はなく、使用時に一時的な症状が出ただけだと思います。しかし、再発する可能性がありますので、今後の使用は控えるようにお伝えしては如何でしょうか。一般情報として、新型コロナウイルスに関連して厚生労働省は、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」において、「人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません」としてあります

(<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013.html>)。併せて、お

伝えになるとよいでしょう。

- ◆ <美容室オリジナルシャンプーを使用して皮膚障害> 美容室オリジナルシャンプーの試供品をもらい、3 回分のうち 2 回使用してよかったので、本品を購入。本品の液は試供品と感触が違うように感じたので、数回は試供品を使用した時よりはかなり少ない量を使用した。その時に手首が赤くなる、足の裏がささくれるなどの症状は感じていたがシャンプーが原因とは思っていなかった。数回使用後（3 週間前）に試供品と同じ量を使用したところ、首筋がヒリヒリし赤く熱をもったようになり、浴室の鏡を見てシャンプー液が流れた部分が赤くなっていることを確認した。皮膚科に受診し、炎症との診断。軟膏を処方されたが痛くてなかなかつけられなかった。昨日、別の皮膚科に受診したがやはり炎症との診断で、シャンプーでと言われなかったら火傷と思われるくらいの状態と言われた。昨日の皮膚科の医師にシャンプーの表示成分を見てもらったが、表示成分ではこのような症状はでない、他の化学薬品が原因のように思われるとのこと。皮膚の炎症の他、頭皮や髪の毛が粘着性の成分で覆われているようにネチネチした感じ。台所洗剤で洗って、やっとサラサラになったが、髪の毛を手で触って、触った手を洗おうと水に濡らすとネチネチした感じになる。手のネチネチもハンドソープでは落ちない。まだ、炎症があり、枕をしていて寝がえりをうった際に、髪の毛が触れていた枕に顔があたるとヒリヒリ、ズキズキする。徐々に回復しつつあるが、跡が残るかも知れず心配である。購入した美容室には今回のことは連絡していない。今の段階で申し出てもうやむやにされるのではと思っている。当該製品の成分分析をして原因成分を確かめたい。また、ネチネチ感を取る方法を知りたい。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒一般的に身体に使用する製品は、個人の体質により合う、合わないがあり、製品に問題がなくても皮膚トラブルを生じることがあることが知られています。しかし、シャンプーに使用されている成分で、お伺いしたほどの皮膚トラブルの事例は聞いたことがありません。皮膚に残るネチネチ感についても、どのような現象かが明らかでないため、対処方法についてもわかりかねます。お伺いした話からは、重い皮膚トラブルとされますので、美容室に連絡して、今の状態を確認してもらうとともに、治療費等の負担についても相談されてはいかがでしょうか。消費生活センターから当センターを紹介されたとのことですが、当センターでは製品分析も仲介・あっせんも実施しておらず、これ以上の対応はできかねます。消費生活センターであれば、分析やあっせんが可能な場合もありますので、再度、消費生活センターにご相談されてはいかがでしょうか（※当センターから、消費生活センターに事情を説明し、消費生活センターで対応して頂くこととした）。

- ◆ <ブラウン管製のパソコンディスプレイから出た粉塵で皮膚がチクチクする> 1ヶ月前に、18 年前のブラウン管製のパソコンディスプレイの内部から粉塵が出て部屋中に舞ったようで、皮膚がチクチクするようになった。また、唇につくと甘い味がする。パソコンは廃棄し、粉塵は拭き取っているが、今でも、粉塵が舞った部屋に入ると皮膚がチクチクするようになる。粉の成分は何か。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒お伺いした話からは、関連する化学物質の特定ができず、当センターとしては回答しかねます。また、一般的に原因究明を行う際は、被害の原因と思われる製品（この場合、ブラウン

管製パソコンディスプレイ) がそのまま保管されていることが重要になります。既に廃棄済みとのことです。原因調査はできませんが、同様な事例がないかパソコンの製造メーカーにお問い合わせになってはいかがでしょうか。

- ◆ <業者によるトイレ詰まり回復作業後の臭いで体調不良> 2日前、トイレが詰まったため、業者に依頼して回復して貰った。作業後から刺すような化学薬品の臭いがするようになり、喉の痛みを発症。台所や冷蔵庫の中、水道水からも臭いがするようになる。業者は機械を使用していたが、詳細な作業内容については、問い合わせでも教えて貰えなかった。このため、どのような薬品が使用されたかはわからない。水道水は水道局に確認してもらったが、臭いはなく問題はないとの結果であった。今は臭いも喉の痛みも和らいできたが、時間が経つと臭いは消えるのか。〈消費者〉

⇒臭いの原因がわかりませんので明言はできませんが、一般的に、臭いは発生源が無くなれば、換気することによって弱まり、やがて消えていきます。臭いがする間はできるだけ換気を心掛けてください。また、体調不良については、症状が続くようであれば医師に相談されることをお勧めします。

- ◆ <エタノール殺菌剤で台所の引き戸の塗装が白化> 新型コロナウイルス対策として、エタノール除菌剤で台所回りの拭き掃除をしていたところ、引き戸の艶のある黒っぽい塗装が白化してしまった。自宅は築7年で、引き戸は建てた時からのものである。建築業者を通して引き戸の製造メーカーに問い合わせたところ、塗装はアクリル焼き付け塗装であるが、エタノール除菌剤の影響はテストしていないのでわからないとのこと。普段のお手入れとしては、台所用洗剤などの中性洗剤を薄めた液で拭くようにと言われた。このように簡単に白化してしまうものなのだろうか。化学製品PL相談センターは以前にも利用したことがある。〈消費者〉

⇒当センターでは個別の製品の性能・品質についての詳細情報は持ち合わせておりません。一般的に、アクリル焼き付け塗装は光沢のある硬い塗装面で、耐薬品性も優れていると言われています。しかし、経時的には表面が劣化することがあり、台所の場合、調理等で飛び散った油汚れの影響を受けることも考えられます。普段のお手入れについては製造メーカーの指示に従うのがよいと思われます。なお、台所用洗剤などに使われている界面活性剤は新型コロナウイルスの不活性化や除去に有効であることが知られており、経済産業省と一般社団法人製品評価技術基盤機構が情報を出しています

(<https://www.nite.go.jp/data/000111300.pdf>)。ご参考になさってください。

- ◆ <トイレの消臭剤の臭いで体調不良> 引っ越し先の賃貸マンションのトイレに、前に住んでいた人が使っていたと思われるトイレ用消臭剤の臭いが残っている。家内は香料にアレルギーがあり、トイレを使うと体調不良になってしまう。化学成分を使わずに臭いを取るよい方法はないか。化学製品PL相談センターは以前にも利用したことがある。〈消費者〉

⇒一般的に、室内にこもった臭いを取るには、まず換気をすることが有効です。消臭剤として、お伺いした内容に合致するのは、活性炭などにより悪臭成分を吸着させる物理的消臭がよいと思われます。

- ◆ <ヘアカラーが汗で色落ち> 昨夜、〇〇社のクリームタイプのヘアカラーで染毛した。今朝、いつも使用している育毛剤で頭皮マッサージをした後にスポーツジムで汗を流したところ、髪の毛から色落ちしてTシャツや首が黒く汚れてしまった。〇〇社に連絡したところ、染毛後1週間くらいは汗で流れることがあるとの回答であった。今まで何十年も使用してきた他社品ではこのようなことは経験したことがなく納得できない。もう〇〇社の製品は使うつもりはないが、このようなことがあるのか。化学製品PL相談センターは、経済産業省の消費者相談室から紹介された。〈消費者〉

⇒ヘアカラー（酸化染毛剤）は、染料が毛髪中で反応することによって色を定着させるため、一般的には染めた後に色落ちはしにくいと言われています。ただし、日本ヘアカラー工業会のQ&Aに、「アルコール分を多く含んだヘアケア用品を使ったり、染毛後間もない時に汗をかいたりすると、衣服や枕カバーを汚すことがあります。スポーツで汗をかいた時も同じです (<https://www.jhcia.org/qa/qa05/#02>)」とあります。使用した育毛剤に含まれるエタノールなどの成分や、染毛後間もない時期に汗をかいたことが影響した可能性があると思われます。

- ◆ <ベッドから放散されるホルムアルデヒドで体調不良> 半年ほど前に購入したベッドから放散されるホルムアルデヒドで頭痛、皮膚の発赤など体調不良となった。新型コロナウイルス感染症の流行でテレワークとなり、自宅で過ごす時間が増えて、同時に体調不良となった。最初は原因不明であったが、友人のアドバイスで、その時期に購入したベッドからのホルムアルデヒドの放散を疑うようになり、市販の検出試験紙で調べたところ、放散が確認された。販売店を通して製造メーカーとやりとりをしているが、ホルムアルデヒドの放散は基準をクリアしており問題ないとのこと。ただし返品対応期間なので、返品について対応して貰えそうである。化学物質過敏症のような症状が出ており、ベッドのある部屋に入ると体調が悪くなる。他の部屋では大丈夫であるが、外出時に新しい建物などに入ると同じ症状が出ることもある。医療機関に受診しているが、化学物質に詳しい医師がいないとのことで、専門医を紹介され受診予定である。自分としては、ホルムアルデヒドの放散レベルがどの程度なのかしっかり調べて欲しいと考えているが、化学製品PL相談センターで対応して貰えるのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは、原因調査や分析検査は行っておりません。もう一度、消費生活センターに、公的機関での分析検査ができないか相談してみたいかがでしょうか。一般的に、新しい家具は使われている木質材料、接着剤、塗料などの素材に起因して、ホルムアルデヒドなどの化学物質が放散されることがあります。放散が続く期間は家具が置かれている環境や使用されている素材によって異なります。通常は、時間と共に放散は収まってきますが、長期間継続する場合があります。ホルムアルデヒドはシックハウス症候群の原因物質として知られている刺激臭のある無色の気体です。目や皮膚に対する刺激性があり、吸入すると濃度によってはアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすことがあり、高濃度でばく露（身体に取り込まれる）する状態が継続することは好ましくありません。体調不良が続いているようですので、返品を進められてはいかがでしょうか。

- ◆ <尿検査試薬が口について違和感> 2週間ほど前に、尿検査に使う試験紙を素手で触って、そのまま口の周りを触ってしまった。試験紙の成分が口に入ったようで、唇や舌に違和感がある。2カ所の医療機関に受診したが診察結果は異常なしだった。違和感は続いており、口の中で広がっているように感じる。どうしたらよいだろうか。〈消費者〉

⇒お伺いした話からは、問題と思われる化学物質が特定できず、当センターとしては回答しかねます。また、唇や舌の違和感については、センターは医療機関ではありませんので、医学的な判断はできません。再度、医療機関にご相談ください。

- ◆ <ワックスシートでシックハウス症候群を発症> 100円ショップ〇〇で購入したワックスシートを使用したところシックハウス症候群を発症した。〇〇に申し出たところ、市販のワックス剥離剤を紹介され使ってみたが効果がなかった。自宅は古い家で床材も傷んでいるため、ワックス成分が奥まで染み込んでしまっていて剥離できなかったのかも知れない。樹脂系の床用ワックスを上塗りして、床表面をコーティングしてしまおうかと思い、新たに△△社の床用ワックス□□を購入した。しかし、このワックスからシックハウス症候群の原因物質が放出されないか心配である。使っても大丈夫だろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは個別の製品の配合組成等の詳細情報は持ち合わせておりません。△△社に直接お問い合わせください。シックハウス症候群については、厚生労働省がその原因となり得る13種類の化学物質について室内指針値を公表しています

(<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/situnai/sickindex.html>) ので、これら13物質の放出の有無を確認されるとよいでしょう。

- ◆ <手指消毒用エタノールが飛び散り目に入った> 自分は分譲マンションの管理人をしているが、マンションの住人が、入り口に設置してある手指消毒用エタノールを使おうとして、液が思わぬ方向に飛び散って目に入ってしまった。すぐに洗ったが目が充血しており、後で眼科に受診する予定。この手指消毒用エタノールは韓国製のジェルタイプで、容器の吐出口に内容液の成分が固まって詰まってしまい、そのため使用時にあらぬ方向に飛び散ったと思われる。当該製品の表示は使用前によく見たが、吐出口の詰まりに関する使用上の注意はなかった。製造メーカーに申し出て担当者からの連絡をまっている状況。今後、事故責任を問うて治療費等の請求をしたいと考えているが、事前に製造物責任(PL)法についての知識を得たいと思い連絡した。化学製品PL相談センターは消費者庁から紹介された。〈消費者〉

⇒PL法に基づく損害賠償を請求するには、①身体被害や財産被害などの拡大被害が発生したこと、②製造物に欠陥が存在していたこと、③被害が製造物の欠陥により生じたことを被害者が証明する必要があります。一般的に、欠陥は製造上の欠陥、設計上の欠陥、指示・警告上の欠陥の3つに分類されますが、本件の場合、吐出口の詰まりに関する使用上の注意はなかったことから、指示・警告上の欠陥があったと考えてよいでしょう。また、当該製品は韓国製とのことですが、輸入業者もPL法の「製造業者等」に該当しますので、輸入業者と交渉すればよいでしょう。

- ◆ <アクセサリ作成に使用したレジンで体調不良> 一昨日、アクセサリを自作したが、そ

の時に使用したレジンで手が赤く腫れ、体調不良になった。作業時にはゴム手袋を使用していたが、穴があいていたらしく、手にヒリヒリとした痛みを感じた。また、トルエンのような溶剤臭で気分が悪くなった。医療機関に受診し薬を処方されたが、改善されていない。部屋の中には、いまだに臭いが残っているように感じ、部屋にいると気分が悪くなる。しかし屋外に出ると何ともない。化学物質過敏症を発症したのではないかと疑っている。臭いをとるよい方法はないか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒お使いになったレジン製品にはアクリル系光硬化樹脂が使われているようです。光硬化樹脂は紫外線や太陽光にあたることで重合反応が進み固まるタイプの樹脂です。一般的に、硬化前の製品は未重合のモノマーと重合開始剤、溶剤などの混合物です。硬化前の製品は皮膚や目に対して刺激性がありますので、直接触れたり、目にいれたりしないようにする必要があります。また、ご使用になったゴム手袋に穴があくなどの製品としての欠陥が無くても、条件（ゴム手袋の素材や仕様、使用時間等）によっては化学物質がゴム手袋素材を透過して皮膚に達することがあります。取り扱う化学物質に対して耐透過性のある手袋を用いるよう注意して下さい。残留する臭いについては、換気を心がけるようにされてはいかがでしょうか。症状が改善しないようであれば、再度、医療機関に受診するようにしてください。

#### ◆一般相談等

- ◆ 〈オゾン発生器の安全性について〉 「新型コロナウイルス対策として、オゾン発生器の購入を検討している。安全性や選び方のポイントについて教えてほしい」との相談を受けている。化学製品 PL 相談センターを紹介してもよいか。〈消費生活 C〉

⇒当センターをご紹介いただいて結構です。オゾンは強い酸化力を持つ気体で、高濃度では猛毒であることが知られています。日本産業衛生学会が勧告している作業環境の許容濃度は 0.1 ppm (0.2 mg/m<sup>3</sup>) です。新型コロナウイルスに関連して厚生労働省は、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について (厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)」において、「人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません」としています

(<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013.html>)。当センターからはこれらの情報をお伝えいたします。

- ◆ 〈ジョイントマットからのホルムアルデヒド放散基準について〉 「自宅の床に敷くジョイントマットの購入を検討している。ホルムアルデヒドの放出が無いことを売りにしている製品があるが、基準値が決められていたり、検査が義務付けられていたりするのか」との相談を受けている。検討中のジョイントマットの素材はポリエチレンとのこと。基準値などはあるのだろうか。〈消費生活 C〉

⇒ジョイントマットには、ポリエチレンか EVA (エチレン酢酸ビニル共重合体) が使われることが多いようです。一般的に、これらのプラスチックからはホルムアルデヒドの放散はないと考えられます。ホルムアルデヒドはシックハウス症候群の原因物質のうちの一つであ



り、濃度によっては人体に悪影響を及ぼすことが知られています。このため、建築材料には建築基準法で、ホルムアルデヒドの放散量に基づく使用制限が設けられています。ジョイントマットは建築材料に該当しませんので規制の対象外であり、基準値や検査義務はありません。製造メーカーが自主的に検査を行っているのではないのでしょうか。

- ◆ <銀系除菌剤の効果について> 高齢の母が、〇〇社の銀系除菌剤△△を購入して、マスクの除菌に使用している。こういった製品は本当に効果があるのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒一般的に、銀イオンには除菌・抗菌効果があることが知られていますが、新型コロナウイルスに対する有効性を検証した情報はありません。新型コロナウイルスの消毒・除菌方法については、経済産業省が情報を取りまとめてウェブで公表していますので参考になさってください (<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013.html>)。

- ◆ <スティックタイプ洗剤成分の落とし方> 衣類にタバコの臭いがついたため、アメリカ製のスティックタイプの衣料用洗剤を臭いが付いた衣類に多めに塗り付けた。その後、いつも使用している衣料用洗剤で洗濯をしたところ、スティックタイプの洗剤の成分と一緒に洗った他の衣類やバスタオルにまで付着してしまったようで、ワックスを塗ったような感触になった。その衣類を着用したところ、肌にも付着して洗っても取れないように感じる。皮膚科に受診したが、異常は認められないとのことで、何もしてもらえなかった。輸入元に問い合わせたが、そのような事例はないとのことで、落とす方法は教えてもらえなかった。衣類等は廃棄するが、肌に付いた成分はどうすれば落とせるか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒一般的には衣料用洗剤に使われている成分は水で簡単に洗い流せますので、衣類や肌に残留し続けることはありません。皮膚科でも異常なしと診断されているようですので、特に何もする必要はないと思われます。

- ◆ <エタノール除菌剤について> 職場でエタノール除菌剤の配布があった。使ってみるとエタノール臭とは違う香料っぽい臭いがしている。韓国製とあるが、どのような製品か素性がわからない。使っても大丈夫だろうか。表示成分はエタノール70%、水、PEG60水添ヒマシ油とある。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒手指の殺菌消毒用として認可されているエタノール消毒剤は薬機法の規制を受けます。製品の容器に「第3類医薬品」または「指定医薬部外品」の表示が、また成分としてエタノールを76.9～81.4vol%含有する旨の表示がありますのでご確認ください。表示がないようならば雑貨品であり、用途は物品の除菌用になります。ただし、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うエタノール消毒剤の供給不足に鑑みて、臨時的・特例的に60vol%以上の「高濃度エタノール製品」を手指消毒用に使用してもよいとの事務連絡を出しています (<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000624086.pdf>)。

- ◆ <消毒用エタノールの有効性> 手元に消毒用エタノールが2品あるのだが、新型コロナウイルスに対する有効性を確認したい。一つは、指定医薬部外品、内容量100ml中にエタノー

ル 83ml との表示がある。もう一つは指定医薬部外品の表示はなく、エタノール 75 ± 5% と表示されている。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉⇒厚生労働省は新型コロナウイルスに対しては、濃度 70%～95%のエタノールを含有するものが有効としています (60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えないとしています)

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_0001.html#Q4-2](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0001.html#Q4-2))。この条件に合致しますので、両製品とも効果ありとみてよいでしょう。ただし、前者は指定医薬部外品であり、後者は雑貨品と思われます。

- ◆ 〈長期保管しているマッチの安全性について〉 納戸に 30 年から 50 年前、アメリカ在住時にもらったマッチを複数保管している。インターネット情報では、マッチの自然発火温度は 150 度や 207 度とあり、通常は発火しないことはわかっているが、使用されている成分によっては湿度の影響を受けて低い温度でも発火するような情報もある。このまま保管していても危険はないか。また、今使用しているマッチはポリ袋に入れて台所で保管しているがこれについても危険はないか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒一般社団法人日本燐寸工業会の情報によれば、現在、流通しているマッチは安全マッチと呼ばれるもので、軸の先端の頭薬と呼ばれる部分に酸化剤として塩素酸カリ、燃焼剤として硫黄(いおう)・松脂・膠(にかわ)等が使われており、これを側薬に擦り付けることで発火します。側薬には発火剤として赤りん・硫化アンチモン等が使われています。マッチの自然発火温度は 207℃であり通常の状態ですら自然発火することはありません

(<https://match.or.jp/assets/pdf/matchnohanashi.pdf>)。また、マッチは消防法の危険物に該当しませんので、保管上の制限もありません。一部の地域の条例で指定可燃物とされているケースがありますが、指定数量が大きいので製造業者以外で問題になる事はありません。また、ご懸念の湿度の影響についても、水との接触で発火するようなことはありません。

- ◆ 〈液漏れした乾電池の粉が舞い散った〉 2ヶ月ほど前、時計に入っていたアルカリ乾電池が液漏れして、白い粉を吹いていた。夫が、乾電池を取り出して新しいものに入れ替えたが、無造作に粉を払っており、その際に白い粉が舞い散ったかも知れない。直ぐに換気をしたが、少量を吸い込んだかもしれない。自分は肺疾患を持っており、最近、血の混じった痰が出ることがあり、粉を吸い込んだことが原因ではないかと心配である。大丈夫だろうか。化学製品 PL 相談センターは以前にも利用したことがある。〈消費者〉

⇒当センターは医療機関ではありませんので、医学的な見地からの見解を出すことはできません。気になる症状がおありならば、医療機関に受診されることをお勧めします。一般的に、アルカリ乾電池の液漏れは、電解液として使われている水酸化カリウム水溶液です。水酸化カリウムは、液漏れ後、長時間を経過すると空気中の二酸化炭素と反応して炭酸カリウムに変化します。白い粉状になったものは、この炭酸カリウムであると思われます。肺の奥まで

達すると言われているのは 4  $\mu$  m 以下の微細な粒子であり、液漏れによって生じた白い粉がそこまでの微粒子になるとは考えにくく、また量的にもわずかですので、過度に心配する必要はないと思われます。

- ◆ <10 年前に実験で使用した薬剤の影響> 10 年程前、学生時代に実験で臭化エチジウムを使用した。臭化エチジウムを含む寒天培地を電子レンジで加熱する工程があり、2 年程の間、頻繁に作業を行っていた。当時は化学物質に対する安全意識が低かったので、同じ電子レンジで食品を温めて食べていた。知らない間に、実験で使っていた薬剤が口から入っていたかも知れず、今になって心配になってきた。特に、臭化エチジウムをインターネットで調べると、強い変異原性があるとの情報があり、心配である。大丈夫だろうか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒臭化エチジウムは、分子生物学の分野で核酸染色剤としてよく使われる薬剤です。安全性情報を調べると、生殖細胞の遺伝子に遺伝性の突然変異を生じさせる作用である生殖細胞変異原性が GHS 区分 2 (遺伝性疾患のおそれの疑い) となっていました。これは、健康被害への影響の懸念はあるが、十分には調べられていない状況ということです。当該物質に関連した事故報告を、当センターに寄せられた過去の相談、厚生労働省 HP の職場のあんぜんサイトの「労働災害事例」([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai\\_index.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html)) で調べてみましたが、該当する報告はありませんでした。また、お伺いした話からは、過去にばく露(経口等から身体に摂取)の可能性があるとのことですが、明確ではありません。現状は、問題ないとも問題であるとも判断できない状況かと思えます。ご心配される気持ちはわかりますが、これだけを取り立てて過度に心配する必要もないように思われます。

- ◆ <まぜるな危険について> 一昨日、主人が浴室の掃除をした際に、塩素系のカビ取り剤とガラスクリーナーを使用した。カビ取り剤には「まぜるな危険」の表示があるが、ガラスクリーナーにはその表示はなく、注意表示に小さく、「他の製品とまぜない」とある。ガラスクリーナーは弱アルカリ性であるが、他の製品と混ぜると塩素ガスが出るということか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒一般的に、カビ取り剤等の塩素系製品は酸性タイプの製品と混ぜて液性が酸性になると、有害な塩素ガスが発生することが知られています。このため、家庭用品品質表示法で、それぞれ製品ラベルに「まぜるな危険」(塩素系)、「まぜるな危険」(酸性タイプ)の表示が義務付けられています。お伺いしたところ、ガラスクリーナーは弱アルカリ性とのことですので、使用されたカビ取り剤と混ぜたとしても塩素ガスは発生しません。ガラスクリーナーも「他の製品とまぜない」との表示の意図については製造メーカーにお問い合わせください。

- ◆ <室内に飛び散った台所用洗剤の安全性> 子どもが台所用洗剤の空容器に水を入れて遊んでいて、中の液が室内の広い範囲に飛び散ってしまった。空容器は特に水洗いはしていなかったので、洗剤が少量残っていたと思われる。飛び散った洗剤成分で健康被害が出るようなことはないか。化学製品 PL 相談センターは以前にも利用したことがある〈消費者〉

⇒お伺いした話の内容で、健康被害が出るようなことはないと思えます。飛び散ったと思わ

れる箇所を水拭きするようにしてください。

- ◆ <介護用尿取りパッドに使われている銀系抗菌剤について> 介護用尿取りパッドの尿を固めるポリマーに銀系抗菌剤が使われている。自分は金属アレルギーがあるので心配になり、製造メーカーに問い合わせたが、安全なものが使われているとのことだった。本当に大丈夫だろうか。化学製品 PL 相談センターは以前にも利用したことがある。〈消費者〉

⇒一般的に、銀系抗菌剤とは銀イオンをゼオライト等に担持させたもので、銀イオンに由来する除菌・抗菌効果を有しています。銀は安全性が高く、金属アレルギーを起こしにくいと言われています。金属アレルギーはニッケル、コバルト、クロムなどの金属が原因であることが多いようです。ただし、当センターでは個別の製品の安全性についての詳細情報は持ち合わせておりませんので、製品としての安全性について納得がいけないのならば、再度、製造メーカーにお問い合わせください。

- ◆ <お茶パックの袋の安全性> 急須に入れてお湯を注いでお茶を出すお茶パックを使っている。袋の材質はポリエチレンとポリプロピレンとあるが、お湯を注いでも安全性に問題はないのだろうか。化学製品 PL 相談センターは以前にも利用したことがある。〈消費者〉

⇒一般的に、食品容器等で使われる高密度ポリエチレンの耐熱温度は 90～110℃、ポリプロピレンは 100～140℃ですので、耐熱性としては問題ありません。また、プラスチックからの成分の溶出を心配されることがありますが、これらの食品用プラスチックに使われる添加剤については食品衛生法の規制を受けており、2018年に公布された改正食品衛生法で、安全性を評価して安全が担保された物質をリストアップし、そのリスト（ポジティブリストと言います）に掲載された物質でないとは使用できないことになっています。安全性について過度に心配する必要はないでしょう。

- ◆ <ポリプロピレン製マスクの安全性について> コロナウイルス感染予防対策として、毎日、ポリプロピレン製のマスクを使用している。インターネットでポリプロピレンには内分泌かく乱物質が含有されているとの情報を見て不安になった。ポリプロピレン製のマスクを継続使用すると人体に悪影響を及ぼすのか。また、マスクの規制・安全性の基準はどうなっているのか。マスクを購入する際には、全国マスク工業会会員マークのある製品を選んでいる。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒マスクの規制については、産業用防じんマスクは労働安全衛生法によって規定されている「防じん用マスクの規格」がありますが、家庭用のマスクについての法規制はありません。このため、一般社団法人日本衛生材料工業連合会が『全国マスク工業会』を組織して、「衛生マスクの安全・衛生自主基準 (<http://www.jhpie.or.jp/standard/mask/mask3.html>)」を策定しています。全国マスク工業会会員マークの製品は、その基準に遵守しているものです。また、内分泌かく乱物質は、一般に環境ホルモンと呼ばれており、1990年代後半に世界的に問題となりました。日本では当時の環境庁が1998年に「環境ホルモン戦略計画 SPEED '98」で、内分泌かく乱作用を有すると疑われる67物質を調査・研究の対象物質としてリストアップし調査を行いました。このリストの中に一部のプラスチックの原料、添加剤、副生成物が入っていたため、それらを含むプラスチックの安全性が懸念されま

した。しかし、2005年に環境省より、化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の方針として「E x T E N D 2 0 0 5」が公表され、そこにおいて「現時点では内分泌かく乱作用の観点から、規制的にリスク管理を行うことが必要な化学物質として該当するものはないと考えられる」との結論が出されています

(<http://www.env.go.jp/chemi/end/extend2005.html>)。ご相談の件について過度に心配する必要はないでしょう。

- ◆ <塩素系トイレ洗浄剤が手についた場合の処置> 次亜塩素酸ナトリウムと水酸化ナトリウムを成分とした塩素系のトイレ洗浄剤が手についてしまい、手がヌルヌルした感じになった。水で洗い流したがこの処置で問題ないか。〈消費者〉

⇒塩素系洗浄剤は強いアルカリ性のため、皮膚についた場合、皮膚のタンパク質を分解しぬるつきが感じられます。塩素系洗浄剤は家庭用品品質表示法によって、必要な応急処置が製品に表示されています。製品表示に従った処置をお勧めします。一般的には、皮膚についた場合はすぐに水洗いをする。異常が残る場合は皮膚科に受診する旨の表示がされています。

- ◆ <切り株除去剤の安全性について> 家族がホームセンターで〇〇という製品名の切り株除去剤を購入した。米国製の輸入品で輸入代理店は△△、形状は顆粒。成分表示には「自然分解成分、硝酸ナトリウムなど」とある。使おうと思うのだが、家庭菜園の近くの切り株なので、作物に有害成分が吸収されるなどの影響がないか心配である。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは個別の製品の詳細な成分情報や安全性情報は持ち合わせておりません。輸入代理店である△△にお問い合わせください。なお、一般的に切り株除去剤には硝酸カリウムが使われることが多いようです。使い方は、切り株に多数の穴を穿ち、そこに硝酸カリウム水溶液を浸透させ十分な時間をかけて乾燥させた後、灯油等をかけて焼却します。この際、硝酸カリウムが酸化剤として働き、酸素を供給するため、酸素の少ない土中の部分まで燃焼させる働きがあります。当該製品の場合、硝酸ナトリウムが同じ働きをするものと思われる。硝酸ナトリウムは可燃物と一緒に燃焼すると、熱分解により有害なガス（窒素酸化物）を発生させることが知られており、燃焼処理をする際には注意が必要と思われます。また、燃焼処理後の灰には硝酸ナトリウムが熱分解した際に生じる亜硝酸ナトリウムが含まれている可能性がありますので、残灰の処理方法についてもお問い合わせになるとよいでしょう。

- ◆ <自宅で使用しているシャンプー・洗剤等のニオイについて隣家から苦情> 戸建て住宅の隣家から、自宅で使用しているシャンプーのニオイのことで苦情を言われている。以前、洗濯物のニオイで苦情があり洗剤を変えた経緯がある。今は、入浴後に換気をすると「シャンプーのニオイが家の中に入り込んでくるため不眠になる。化学物質過敏症になったら、お宅のせい」と言われて対応に困っている。このような事例はあるか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。今後、法律相談も利用する予定である。〈消費者〉

⇒隣家や近隣の洗濯物のニオイで体調不良になったと相談は寄せられますが、因果関係が特定されたものではありません。ニオイの感じ方は個人差が大きく、一般には問題にされない程度のニオイでも人によっては不快に感じることもあり、扱いが難しい面があります。お伺いし

た内容は、市販されている製品を通常の使い方で使用しているだけであり違法性がある訳ではありません。度重なる苦情で対応に苦慮しているようですので、法律の専門家にアドバイスを求められたほうがよろしいかと思えます。

- ◆ <エアゾール製品の保証期限> エアゾール製品の噴射ボタンの保証期限を 1 年と定めていて、2 年で壊れた場合何か問題は起こるか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈事業者〉

⇒製造物責任 (PL) 法では、製造物の欠陥により身体被害や財産被害が生じた際の損害賠償請求権は当該製造物を引き渡した時から 10 年を経過した場合に消滅するとされています。ただし、製造物本体の破損のみで拡大被害がない場合、製造物責任は発生しませんのでこの限りではありません。

- ◆ <工場の消毒に最適な消毒液の選び方> 勤務している薬局のお客様から「工場の消毒の依頼を受けており、消毒を依頼されている現場は尿素水溶液による汚染がある。消毒剤はエタノールか次亜塩素酸ナトリウムを考えているが、尿素と反応して危険であるということはないか。消毒業はコロナウイルス感染拡大の影響で飲食店を廃業したため、やむなく始めたばかりで専門的な知識・経験がなく不安である。どちらの消毒剤を選べばよいか」との相談を受けている。依頼元の詳しい情報はわからないが、危険性や選び方についてどのようにアドバイスをすればよいか。〈事業者〉

⇒お伺いした内容だけでは、当センターからいずれかの成分の消毒剤をお勧めすることはできません。次亜塩素酸ナトリウムは強い酸化作用があり、さまざまな物質と反応し、有害な生成物を生じることがあります。このため、広い範囲の消毒などに用いる際は、予め汚れを落としてから使用し、使用後は十分に水で流すことが必要です。また、エタノールは引火性が高く、火気その他火源があると引火して火災の危険があります。詳しい状況がわからない中で、しかも知識や経験のない方に的確なアドバイスを行うのは難しいと思われます。

- ◆ <新型コロナウイルス対策の除菌剤選定> 外資系企業であるが、ヘッドオフィスから職場空間の除菌を行うように求められていて、有効かつ安全な除菌剤を探している。〇〇社が提供している、除菌成分として塩化ベンザルコニウムを含有する除菌剤△△を、専用の噴霧器で空間噴霧することを検討しているのだが、この製品の有効性と安全性は大丈夫だろうか。〈事業者〉

⇒当センターでは個別の製品の効果・効能や安全性についての詳細情報は持ち合わせておらず、お答えしかねます。界面活性剤の新型コロナウイルスに対する有効性については、経済産業省が情報提供しており、塩化ベンザルコニウムは 0.05%以上の濃度で有効とされています (<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012.html>)。しかし、厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページによると、室内などの空間のウイルス対策はこまめに換気を行うこととされており、人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されておられません

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html))。



## 食用油の傷み

私たちが食用に供している油は、動植物から採取したもので、常温で固体の脂肪（牛脂やラードなど）と常温で液体の油（コーン油や大豆油など）があり、これらをあわせて油脂といいます。油脂の主成分はトリグリセリドといって、一つのグリセリンに三つの脂肪酸が結合したものです。さらにこの脂肪酸は、飽和脂肪酸、一価不飽和脂肪酸、多価不飽和脂肪酸に分類されます。近年、この脂肪酸の種類によって、体に対する影響が異なることが知られるようになり、健康面から注目を浴びるようになりました。



例えば、ドコサヘキサエン酸（DHA）は多価不飽和脂肪酸の一種でサンマ、イワシ、マグロ、ブリ、サバなどの青魚に多く含まれますが、血中のいわゆる悪玉コレステロールや中性脂肪を減らす働きあり、生活習慣病の予防・改善や、精神障害の緩和に有効であると言われています。

つつい、食用油の機能面に目が行きがちですが、食用油、特に最近注目されている、多価不飽和脂肪酸を多く含む油は傷みやすいということにも注目しておく必要があります。

今月度は食用油の傷みについて化学の目で解説したいと思います。

### 重合

油脂の傷みの一つは重合と言われる現象によるものです。油脂に熱が加わったりしますと、構成する分子と分子がお互いに結合しあって、元の分子よりずっと長い分子に変わって行きます。短時間の加熱ではそう目立ちませんが、長時間加熱すると必ずと言ってよいほど重合が起きます。重合した油脂は、元の新鮮な時に較べると、どろっとして粘っこくなったり、消化も悪くなり、ひどい場合には吐いたり、時には下痢したりします。同じ天ぷら油を何回も繰り返し使うと、食べた後で胸が焼けてゲップがでたりすることがありますが、その原因の一つです。

### 酸化

油脂が傷むということのもう一つは酸化です。油脂には不飽和脂肪酸が含まれています。一般に、液体油脂には不飽和脂肪酸がたくさん含まれており、固体油脂には少ししか含まれていませんが、多かれ少なかれ含まれていることは事実です。

この不飽和脂肪酸というのは、分子中の炭素と炭素が二本の手で結合した部分（不飽和結合という）を持っています。これは別の見方をすると、分子の中で水素原子が一つか二つ、ときにはもっと多く抜けているということです。この状態を分かりやすく表現すると、分子構造の中に空き席があると考えればよいでしょう。空き席にはほかの分子が入りやすいもの、水素原子が入ってくれば、不飽和脂肪酸が飽和脂肪酸に変わるだけですが、酸素原子が入り込むと酸化といって、食用油脂としての品質劣化を来します。

揚げ菓子など、長時間空気に晒されると、空気中の酸素がこの空き席へ入ってしまったり、酸化を起

こします。酸化した油脂は、異臭を発生し、風味も悪くなります。そしてそれが進みますと、下痢、嘔吐から、極端な場合には死に至ることすらあります。

## **分解**

もう一つの油脂の傷みは分解です。油脂の主成分はトリグリセリドで脂肪酸とグリセリンの結合物ですが、これが熱や水分などの影響で切れてしまうことがあります。脂肪酸はその名のとおり酸の一種ですから、グリセリンとの結合が壊れて単独で遊離した状態になると、その風味はたいへん損なわれてしまいます。なめてみて何か刺激するような味が感じられるときは、遊離の脂肪酸が増えていると考えてよいでしょう。

一般に酸化の進んだ油脂は遊離脂肪酸も増えています。遊離脂肪酸は、先に挙げた重合や酸化のような顕著な人体有害作用はあまりありませんが、それでも風味を損ねることは確かです。

以上、簡単に油脂の傷みについて説明いたしました。これらの重合、酸化、分解は互いに絡み合っています。要するに、油脂はほかの野菜、果実や鮮魚と同様に、新しいうちに摂取するのがよく、古くなったものや、長時間加熱したもの、何回も使ったもの、あるいは店頭で直接日光にさらされ続けたものは、あまりよくないということになります。

油脂は元来、大切な栄養源であり、風味を引き上げる食品であるのに、このような変敗を起こした結果は、風味を著しく損ねるばかりか、食あたりの原因にもなります。気を付けたいものです。





## 製造物責任（P L）法に関連した よくある問い合わせ ～製造業者等とは～

当センターに寄せられる製造物責任（P L）法関連の問い合わせで最も相談数が多いのは、自社が製造物責任を問われる対象に該当するか否かの問い合わせです。

P L法で”製造業者等“がどのように定義されているか見てみましょう。第2条は「定義」になっていて、その第3項に、“製造物等”とは何ぞや、が記載されています。

### 3. この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- 一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）
- 二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者
- 三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

一に「当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者」とあります。製造、加工はわかりませんが、輸入した者も製造業者に含まれるとは意外です。当センターにも商社等の輸入業者から、

「ある製品（または原材料）を海外のメーカーから輸入して国内の製造業者に販売しているのだが、扱っている製品（または原材料）に欠陥があって、販売先で事故が発生した場合、弊社は製造物責任を問われることがあるのか？」

といった問い合わせが多く寄せられます。

そう決められているとは言え、輸入業者は製造、加工には関与しておらず、扱っている製造物は海外の事業者が製造、加工したものです。なぜなのか釈然としませんよね。実はちゃんと理由があるのです。

①輸入業者は、製品欠陥の創出に直接関与するものではありませんが、欠陥による製品事故で損害が発生した場合、その製品を国内の市場に供給することにより国内に当該危険物を持ち込んだとみなすことができます。

②輸入業者に製造物責任を認めないと、損害を被った消費者が直接、海外の製造業者に責任追及することになるが、海外の製造業者を相手に交渉をしたり、裁判を起こしたりすることは現実的に困難であり消費者保護が図れなくなる。

③輸入業者に製造物責任を認めても、輸入の際の契約で海外の製造業者や販売業者に対する求償権を確保しておけば、輸入業者自身が最終的な損害賠償の負担者にはならない。

理由を知れば「なるほど」と納得できますよね。

③はPL対策としても重要になってきます。求償権が確保されていれば、海外の製造業者に100%責任がある場合は全額求償できます。しかし、輸入業者の保管上の不備が関与した場合などは、欠陥を生じさせた責任割合に応じた分しか求償できません。そこで、きちんとした製品管理体制を整備することが必要です。また、そもそも欠陥製品を国内で販売することがないように十分な検査体制を確立しておくことも大事になってきます。さらに、海外の製造業者の支払い能力を確保するために、海外の事業者にはPL保険に加入させておくことも必要でしょう。

二は「表示製造業者」と呼ばれているものです。条文を読んでもピンとこないと思いますので、具体的な例で説明したいと思います。

OEM (Original Equipment Manufacturing) と呼ばれる製造形態があります。日本語では「相手先ブランド製造」と訳されています。OEMで実際に製造を行う事業者は発注元企業から製品の製造を受託し、指定の仕様や数量で生産、納品します。製造委託した事業者は製品の供給を受け、自社のブランドや製品名、型番などで販売する、というものです。実際に製造を行う製造業者をOEM元、OEM元に製造委託し製品の供給を受ける事業者をOEM先といいます。このOEM先に当たる事業者が正に「表示製造業者」に該当します。

発注元が大手スーパーなどの小売業などの場合は「プライベートブランド」(PB)とも呼ばれますが、この場合も、実際の製造業者名を出さずに大手スーパー名または大手スーパーのブランドとして販売されており、大手スーパーが「表示製造業者」に該当します。

100円ショップで売られている製品の中にも、100円ショップの名前またはブランドで売られている製品があり、これらは企画から発注を100円ショップが行い、中小の事業者には製造を委託して供給を受けています。このような場合も100円ショップは「表示製造業者」に該当します。

大手スーパーや100円ショップなどの販売業者は一般的には製造物責任を負うことはありませんが、「表示製造業者」に該当する場合には製造物責任が生じますので注意を要します。

また、これらのケースでは、実際の製造業者と表示製造業者の両者に製造物責任が発生します。

消費者は、その表示されている会社名やブランド名を見て、製品の品質や安全性を信頼し、これを購入します。このため、表示製造業者は実際の製造業者と同様の責任を負うとされているのです。

三は「実質的製造業者」と呼ばれているものです。

具体的な製造、販売の形態等により個別的に判断されるもので分かり難いのですが、製品に「総販売元」、「販売者」として氏名を表示した場合に、諸般の事情から判断して、製品の設計・製造に係わっていると認められる表示であれば「実質的製造業者」に該当するとされています。

また、医薬品で「製造元A製薬、販売元B製薬」とう表示をした場合、B製薬は製造を行っておらず販売元ですが、同じ製薬会社であることから消費者が製造元と誤認する危険があり、このような場合B製薬は「実質的製造業者」に該当するとされます。

事業者から見れば、自社に製造物責任が及ぶ可能性があるか否かを知っておくことは大事なことです。“転ばぬ先の杖”として、製品事故防止に努めると共に、PL対策を講じておく必要があるでしょう。

## 化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
  - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
  - ・お申し込みはE-mail ([PL@jcia-net.or.jp](mailto:PL@jcia-net.or.jp)) で。  
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など  
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

## 出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご利用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：登坂(トサカ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

### 化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。